

議会基本条例の検証結果について

1. 経緯

加西市議会では、平成 22 年 6 月に議会基本条例を制定し、市民の信託に応えるために議会の情報公開、住民参加、議会運営の効率化や議会活動の活性化を目的として、インターネットによる中継、陳情者等への発言機会の付与、一問一答方式の導入、議会報告会の開催などを実施して議会改革に取り組んできました。その結果、議会改革度ランキングでは上位にランクされるなど一定の評価を得てきました。こうした中、条例の制定から 4 年が経過したことから、条例の達成状況について、議会基本条例第 22 条に基づき、昨年 6 月から議会運営委員会を中心に条例の検証及び見直しを行うこととしました。

2. 検証経過

議会運営委員会において、市民アンケートの実施、先進市議会への視察を行うとともに、委員会を 7 回開催し、条文ごとに実施実績やその達成度、検討事項を確認する検証シートを作成して改善すべき項目を抽出し、その対応策について協議を重ねました。

3. 検証結果

改善等の見直しが必要となった条項と内容は下記のとおりです。なお、◎印の条文については、平成 26 年 12 月定例会初日に条例改正案を提出し、全会一致で可決しました。また、※印の条文については、条例改正は行いませんでしたが、運用を改善していくこととしました。

条項	見出し	見直しの内容
◎第 2 条 第 2 項	議会運営の最高規範性	基本条例の研修について、任期開始直後の 1 回きりであったものを、任期の中間にあたる任期 2 年経過後にも行うこととしました。
◎第 6 条 第 3 項	市民参加及び情報公開	本会議等での公聴会制度等の活用について、原則的に制度を活用するというのではなく、状況により制度を活用していくというを分かりやすくするために、「必要に応じて」という文言を付け加えました。
◎第 8 条	議会報告会	議会報告会について、イメージを一新するために「議会報告会」という名称を変更し、市民との意見交換を主目的とし、合わせて重要な議会審議の報告を行う場にしていくこととしました。
※第 9 条 第 3 項	市長等と議会及び議員の関係	市長等の反問権について、議長や委員長がきっちりと運用しながら取り組んでいくこととしました。
◎第 11 条	議決事項の追加	計画が更新されない「次世代育成支援行動計画」を削除し、子ども・子育て支援法により事業計画の策定が義務付けられた「子ども・子育て支援事業計画」を追加しました。
※第 12 条	討議による議会の合意形成	議員間討議について、議長や委員長が討議を促すとともに、全議員がしっかりと意識も持って取り組んでいくこととしました。
※第 13 条	政策検討会	政策検討会の実施について、議長ほか全議員がしっかりと意識も持って取り組んでいくこととしました。
◎第 19 条 第 1 項	議員定数	参考人制度と公聴会制度の活用について、市民の意見を聴くための唯一の方法ではなく、多様な方法の一つとして必要があればこれらの制度も活用することとし、「参考人制度、公聴会制度等を活用」から「多様な方法により」という言葉に変更しました。
◎第 20 条 第 1 項	議員報酬	
◎第 22 条 第 1 項	見直し手続き	検証の時期について、「必要に応じて」実施するとしていたものを、定期的に実施することとし、任期の最終年である 4 年目に検証を行うこととしました。

※改正の内容については、別紙の新旧対照表をご覧ください。

議会基本条例検証の取り組み経過

平成26年 6月 24日	議会運営委員会 <ul style="list-style-type: none">・検証の工程を協議し決定・市民アンケート案を検討・検証方法として検証シートを用いて検証するかどうかを協議
平成26年 7月 3日	議会運営委員会 <ul style="list-style-type: none">・市民アンケートの決定・検証シートの確認
平成26年 7月 25日	議会運営委員会 <ul style="list-style-type: none">・検証シートを用いて現状や課題・問題点について意見を出し合う
平成26年 8月 1日	市民アンケートを全戸に配布 ※市民アンケートは、基本条例を制定して改革を進めてきた議会の現状と、条例制定前に実施したアンケートとの比較を目的に実施
平成26年 8月 19日 ～8月 20日	議会運営委員会で議会改革先進市議会を視察 <ul style="list-style-type: none">・愛知県犬山市議会、三重県四日市市議会、三重県伊賀市議会
平成26年 10月 3日	議会運営委員会 <ul style="list-style-type: none">・市民アンケート結果の確認・基本条例の課題とそれに対する改善策について意見を出し合う
平成26年 10月 27日	議会運営委員会 <ul style="list-style-type: none">・これまでに出示された論点を示し、改善策の方向性を協議
平成26年 11月 10日	議会運営委員会 <ul style="list-style-type: none">・論点になっている項目の改善策の方向性を協議・これまでの協議の内容を踏まえての基本条例改正案を提示
平成26年 11月 25日	議会運営委員会 <ul style="list-style-type: none">・基本条例改正案を協議・7つの条文(第2条、6条、8条、11条、19条、20条、22条)を改正する条例改正案を決定
平成26年 11月 28日	第255回12月定例会の初日に議会基本条例の一部を改正する条例案を議会運営委員会提出議案として提出し、全会一致で可決
平成27年 1月 14日	議会運営委員会 <ul style="list-style-type: none">・議会基本条例実施要項の改正を協議し決定

加西市議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表（平成26年11月28日改正）

改正後	改正前
<p>(議会運営における最高規範性)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後及び2年経過後に、この条例とその運用等について研修を行います。</p>	<p>(議会運営における最高規範性)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、<u>速やかに</u>、この条例とその運用等について研修を行います。</p>
<p>(市民参加及び情報公開)</p> <p>第6条 1～2 (略)</p> <p>3 議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会の運営にあたり、<u>必要に応じて参考人制度及び公聴会制度</u>を活用し、市民や有識者等の意見を議会の討議に反映させるように努めます。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(市民参加及び情報公開)</p> <p>第6条 1～2 (略)</p> <p>3 議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会の運営にあたり、<u>_____参考人制度及び公聴会制度</u>を活用し、市民や有識者等の意見を議会の討議に反映させるように努めます。</p> <p>4～6 (略)</p>
<p>(議会報告__)</p> <p>第8条 議会は、議決案件の討議内容及び議決結果の報告とともに、<u>市政全般に関する課題について市民との意見交換を年2回以上行い、議会の運営改善、政策提言に活かします。</u></p>	<p>(議会報告会)</p> <p>第8条 議会は、議決案件の討議内容及び議決結果について、<u>議会報告会を年2回以上開催します。</u></p> <p>2 <u>議会報告会は、議会の結果報告だけでなく、市政全般に関する課題について市民との意見交換を行い、議会の運営改善、政策提言に活かします。</u></p>
<p>(議決事項の追加)</p> <p>第11条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事項は、次に掲げる事項とし、市政全般にわたる重要な計画等について、議会が積極的に審議を行い、市民の意見を反映することで、市政の運営に資するものとします。</p> <p>(1) 総合計画の基本構想及び基本計画</p> <p>(2) 都市計画マスタープラン</p> <p>(3) <u>子ども・子育て支援事業計画</u></p> <p>(4) <u>高齢者 福祉計画</u>・介護保険事業計画</p> <p>(5) 障害福祉計画</p>	<p>(議決事項の追加)</p> <p>第11条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事項は、次に掲げる事項とし、市政全般にわたる重要な計画等について、議会が積極的に審議を行い、市民の意見を反映することで、市政の運営に資するものとします。</p> <p>(1) 総合計画の基本構想及び基本計画</p> <p>(2) 都市計画マスタープラン</p> <p>(3) <u>次世代育成支援行動計画</u></p> <p>(4) <u>高齢者保健福祉計画</u>・介護保険事業計画</p> <p>(5) 障害福祉計画</p>

改正後	改正前
<p>(議員定数)</p> <p>第19条 議員定数の改正に当たっては、他市との比較だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、<u>多様な方法により</u>市民の意見を聴取_____します。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(議員定数)</p> <p>第19条 議員定数の改正に当たっては、他市との比較だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、_____市民の意見を聴取するため、<u>参考人制度、公聴会制度等</u>を活用します。</p> <p>2～3 (略)</p>
<p>(議員報酬)</p> <p>第20条 議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、他市との比較だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来予測及び展望を十分に考慮するとともに、<u>多様な方法により</u>市民の意見を聴取_____します。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(議員報酬)</p> <p>第20条 議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、他市との比較だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来予測及び展望を十分に考慮するとともに、_____市民の意見を聴取するため、<u>参考人制度、公聴会制度等</u>を活用します。</p> <p>2～3 (略)</p>
<p>(見直し手続)</p> <p>第22条 議会は、<u>一般選挙を経た任期3年経過後に</u>、この条例の目的が達成されているかどうかを検証します。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(見直し手続)</p> <p>第22条 議会は、<u>必要に応じて</u>、この条例の目的が達成されているかどうかを検証します。</p> <p>2～3 (略)</p>